

俱知安中学校保護者 各位

俱知安町長 文字 一 志
(公印省略)

令和 8 年度 俱知安町学校給食について

俱知安町では町内全小中学校に対して、以下のとおり学校給食の提供を行っております。

1. 令和 8 年度 学校給食費について

保護者様にご負担いただく学校給食費は、学校給食法の定めにより、児童生徒が食べる給食食材の費用にのみ充てられ、その他経費は俱知安町が負担しております。

学校給食費の額については、毎年度必要な経費を算定した上で年額を決定し、12 か月でご負担いただいております。本年度の学校給食費は以下の通りとなります。

※令和 8 年度より学校給食費の保護者負担額については小学校は無償、中学校は前年度から変更ありません。

令和8年度 学校給食費		児童・生徒1人あたりの学校給食費				児童・生徒1人あたりの 補助額		保護者負担額	給食日数
						国補助額	町補填額		
		日額	月額 (円)		年額	年額		年額	
		(円)	4～2月	3月	(円)	(円)	(円)	(円)	
中 学 校	1～2 学年	357.66	5,900	5,200	70,100	0	9,800	60,300	196
	3学年	357.66	5,900	1,620	66,520	0	9,300	57,220	186

		1食あたりの単価内訳			合計	ごはん (g)	牛乳
		主食	牛乳	副食		※カレーは 5g 増量	(cc)
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(g)
中 学 校	1～3 学年	56.53	62.61	238.52	357.66	90	200

2. 学校給食費の口座振替日について

・口座振替日は毎月 27 日 (土・日・祝日の場合は翌日) となります。

・4・5 月分の学校給食費は、5 月に一括納付となります。

3. 学校給食に関する提出書類について

学校給食の提供にあたって、以下に該当する方は書類の提出をお願い致します。

食物アレルギーに関する調査 【対象：転入生】

- ・ 倶知安町では子どもたちの安全確保の観点から、文部科学省・北海道が定める対応指針に基づく食物アレルギー対応を行っております。
- ・ 該当するアレルギーがない場合も必ず通学校へ提出してください。

4. その他

①欠席等により給食を停止する場合

- ・ 病気や旅行等により欠席して給食を受けなかった場合も、給食提供の準備がされておりますので、学校給食費については納めていただくこととなっています。

なお、保護者が学校へ「欠席のため給食の提供を受けない旨」の連絡を行い、かつ、その期間が連続して5日を超えて給食を受けなかった場合は、給食を受けないこととなった日の翌々日から起算して減額となります。

②年度途中で転出入があった場合

- ・ 給食（予定）日数に応じて学校給食費を計算いたします。納め過ぎの場合は還付、不足する場合は納入していただきます。

倶知安町学校教育課 学校給食センター

虻田郡倶知安町北6条東10丁目2

TEL : 0136-22-0506

FAX : 0136-21-2150

Mail : kyuusyoku@town.kutchan.lg.jp